

第9章 都市計画に関する調査・計画

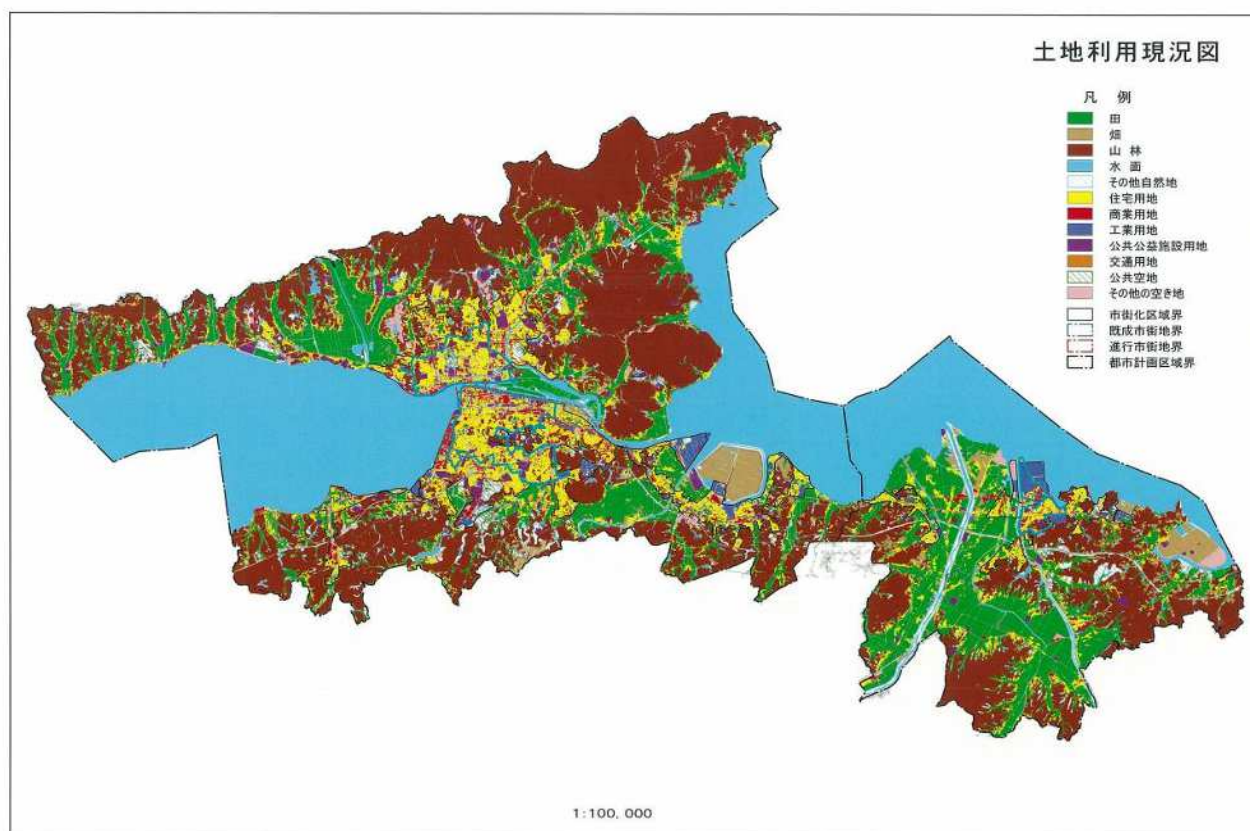
① 都市計画に関する調査・計画

a. 都市計画基礎調査

都市は生き物であるといわれているように、刻々と変化していきます。このため、都市計画の策定や見直しを適切に行うには、その都市の現状や動向を定期的に把握しておく必要があります。

都市計画基礎調査は、おおむね5年ごとに人口、土地利用、建物、都市施設等の現況や将来都市の見通しについて調査を行い、市街化区域及び市街化調整区域、用途地域などの都市計画の策定や見直しなどの基礎資料として利用されています。

土地利用現況図



b. 緑の基本計画

緑の基本計画は、「都市緑地法」に基づき市町村がその都市計画区域内の緑の保全・創出を計画的に進めるために策定するものです。

(1) 緑の基本計画の内容

緑の基本計画は次の項目等について、都市計画区域マスタープランに整合の取れた内容で策定します。

①緑地の保全及び緑化の目標

緑の確保目標水準として、緑化面積、植樹本数等の目標値を定めます。

国の長期目標値は、住民1人当たりの都市公園等面積を20㎡としています。

②緑地の保全及び緑化の推進のための施策に関する事項

都市公園の整備や民有地の緑化等を進めるための方策について定めます。

③緑地の配置の方針に関する事項

緑地の有する環境保全、レクリエーション、防災、都市景観形成等諸機能を効果的に発揮させるために必要な都市公園等の配置の方針について定めます。

④緑化重点地区における緑化の推進に関する事項

重点的に緑化を推進することが必要な地区について、そのために必要な施策について定めます。

この地区を定めることにより、「緑化重点地区整備事業」や「緑化施設整備計画の認定制度」等の活用が可能となります。



c. 街路交通調査

都市の健全な発展のためには、将来の都市像を見据えた上で、総合的かつ計画的な交通施設の整備が必要です。交通施設には道路をはじめ、駅前広場、駐車場、駐輪場、鉄道などがあります。これらの整備のためにはいろいろな交通調査を行い、現在の交通問題の解決はもちろんのこと将来の交通ニーズに対応した都市交通計画を策定します。

(1) 総合都市交通体系調査

各種の現状交通調査や、圏域内の開発計画を基に都市の将来像、将来土地利用を考慮した総合的な都市交通体系のマスタープランを策定するための調査です。

(2) まちづくり交通計画調査

「まちづくり交通計画調査」は、原則として、都市交通体系のマスタープランが策定されている都市圏において、個別の都市交通課題に対応するための計画を策定するものです。

歩行者・自転車道の整備、駐車場整備、路面公共交通等の計画策定等、都市圏の特性や課題の緊急性に応じて、必要な調査を機動的に実施するもので、調査内容は、地域の実情に応じて弾力的に企画・構成されます。